

第**118**期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階
TOIRO（トイロ）

議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時

目次

招集ご通知

第118期定時株主総会招集ご通知 …………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
9名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役
1名選任の件

提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況 …………… 18
2. 会社の現況 …………… 26

連結計算書類 …………… 37

計算書類 …………… 40

監査報告 …………… 43

オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる

「開かれた企業」 となろう

オンリーワン技術を磨く

「独自性ある企業」 となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る

「自己実現の場である企業」 となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

証券コード：6513
2019年6月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号
株 式 会 社 オ リ ジ ン
(旧商号：オリジン電気株式会社)
代表取締役社長 妹 尾 一 宏

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階 TOIRO（トイロ）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.origin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.origin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（6頁～17頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



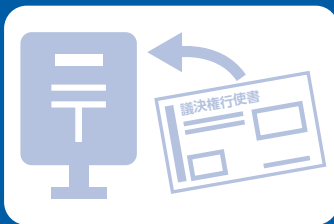
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社オリジン 御中

議決権行使個数 個

見本

株式会社オリジン

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年6月26日(水曜日)午後5時00分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を総合的に勘案し、期末配当については1株につき普通配当30円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 30円 総額 194,931,210円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	妹尾 一宏	再任	代表取締役社長
2	篠原 信一	再任	取締役常務執行役員
3	源島 康広	再任	取締役常務執行役員
4	高木 克征	再任	取締役上席執行役員
5	樋口 淳一	再任	取締役執行役員
6	石田 武夫	再任	取締役執行役員
7	琴寄 正彦	再任	取締役執行役員
8	東條 宏史	新任 社外取締役 独立役員	取締役常勤監査等委員
9	小池 達子	新任 社外取締役 独立役員	

候補者番号

1

せ お かず ひろ
妹尾 一宏

1955年3月28日生（満64歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1978年4月 当社入社
2002年5月 当社機器事業部技術部長
2003年6月 当社エレクトロニクス事業部部付（部長）
2006年4月 当社管理本部総務部長
2007年7月 当社管理本部副本部長、総務部長
2008年6月 当社取締役
2009年4月 当社エレクトロニクス事業部長
2010年5月 当社エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2010年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2012年6月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社株式数
16,100株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、当社管理本部総務部長を歴任しております。また経営的立場においても豊富な経験を有しており、2012年6月より当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの発展のための牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

しの はら しん いち
篠原 信一

1956年12月17日生（満62歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1979年4月 当社入社
2003年4月 当社研究開発本部研究開発室長
2005年6月 当社研究開発本部長
2007年6月 当社取締役（現任）
2007年6月 当社研究開発本部長
2009年6月 当社メカトロニクス事業部長
2010年6月 当社執行役員メカトロニクス事業部長
2012年1月 当社執行役員メカトロニクス事業部長、システム営業部長、品質統括室長
2012年6月 当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、品質統括室担当
2013年6月 当社上席執行役員研究開発本部長、メカトロニクス事業部長
2014年6月 当社常務執行役員研究開発本部長、メカトロニクス事業部長
2015年6月 当社常務執行役員研究開発本部長、ディスプレイ事業管掌
2017年6月 当社常務執行役員研究開発本部長
2018年4月 当社常務執行役員研究開発統括、新規事業企画推進担当（現任）

所有する当社株式数
9,400株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

篠原信一氏は、当社の研究開発部門、メカトロニクス事業部での業務経験を経て、様々な功績を残しております。今後も当社の研究開発の生産性、企業価値向上ならびに品質向上に加えて新規事業にも貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

げん じま

やす ひろ

3

源島

康広

1957年5月12日生（満62歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

- 1983年4月 当社入社
- 2001年4月 当社塗料事業部技術部長
- 2005年10月 当社塗料事業部技術部部付（部長）
- 2009年5月 当社研究開発本部副本部長
- 2009年6月 当社取締役（現任）
- 2009年6月 当社研究開発本部長
- 2009年9月 当社研究開発本部長、知的財産室長
- 2010年4月 当社研究開発本部長
- 2010年6月 当社執行役員研究開発本部長
- 2013年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長
- 2014年4月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長、新規事業推進室長
- 2014年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部長
- 2015年6月 当社上席執行役員コンポーネント事業部長
- 2018年4月 当社上席執行役員技術統括
- 2018年6月 当社常務執行役員技術開発統括（現任）

所有する当社株式数
8,600株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

源島康広氏は、当社製品の研究開発やグローバル展開で培った豊富な知識と経験を研究開発本部にてより深耕させ、エレクトロニクス事業部、コンポーネント事業部にて経営手腕を発揮してまいりました。今後も技術統括として幅広い知識と実績を踏まえて当社に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

たか ぎ かつ ゆき

4

高木 克征

1956年7月18日生（満62歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1979年4月 株式会社富士銀行入行
2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行札幌営業部長
2005年4月 同行兜町証券営業部長
2006年9月 当社入社
2007年6月 当社取締役（現任）
2007年6月 当社経営統括部長
2008年6月 当社経営統括部長、内部監査室長
2009年4月 当社管理本部長
2010年6月 当社執行役員管理本部長
2011年7月 当社執行役員管理本部長、間々田工場長、情報システム部長
2012年6月 当社上席執行役員管理本部長、間々田工場長、情報システム部長
2013年1月 当社上席執行役員管理本部長、間々田工場長
2013年6月 当社上席執行役員管理本部長
2017年6月 当社上席執行役員ケミトロニクス事業部長（現任）

所有する当社株式数
8,100株

重要な兼職の状況

欧利生塗料（天津）有限公司董事長、欧利生東邦塗料（東莞）有限公司董事長

監査等委員でない取締役候補者とする理由

高木克征氏は、当社入社後も金融機関での豊富な経験を活かし、経営統括部門、管理本部長を歴任してまいりました。現在ケミトロニクス事業部の指揮を執りながらも企業経営に力を注いでおります。今後も当社の業績向上に貢献できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

ひぐち
樋口

じゅんいち
淳一

1959年3月27日生（満60歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

- 1982年4月 当社入社
- 2003年4月 当社塗料事業部営業部次長
- 2006年4月 当社塗料事業部営業部部长（市場開拓担当）
- 2007年8月 当社塗料事業部営業部部长
- 2009年7月 当社塗料事業部部长
- 2012年6月 当社執行役員塗料事業部副事業部部长（中国統括）
- 2013年6月 当社取締役（現任）
- 2013年6月 当社執行役員塗料事業部部长
- 2013年7月 当社執行役員ケミトロニクス事業部部长
- 2017年6月 当社執行役員管理本部部长
- 2019年4月 当社執行役員総務・経理担当（現任）

所有する当社株式数
4,300株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

樋口淳一氏は、ケミトロニクス事業の営業部門での豊富な知識と経験を活かし、グローバル化に大きく貢献した実績を持っております。今期より総務・経理担当役員として関係部門を所管し、豊富な経験と高い見識を活かし経営に貢献するものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

いし だ たけ お
石田 武夫

1958年4月17日生（満61歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

- 1979年3月 日本ビクター株式会社入社
- 2002年7月 当社入社
- 2002年7月 当社電子機器事業部製造部生産技術課課長代理
- 2007年4月 当社エレクトロニクス事業部P S生産管理部長
- 2010年4月 当社エレクトロニクス事業部生産管理部長
- 2012年6月 当社エレクトロニクス事業部生産技術部長、エコエコ推進室長
- 2014年6月 当社執行役員エレクトロニクス事業部部長（生産統括）、新規事業推進室長、エコエコ推進室長
- 2016年4月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、新規事業・営業統括、環境向上推進室長
- 2016年12月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、営業部長、環境向上推進室長
- 2017年6月 当社取締役（現任）
- 2018年1月 当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、営業部長
- 2018年4月 当社執行役員コンポーネント事業部長（現任）

所有する当社株式数
2,200株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

石田武夫氏は、電気機器事業に従事してきた実績を活かし、当社の生産、技術、営業、新規市場開発、環境関連と多岐に渡る経験を積んでまいりました。今後もコンポーネント事業部として幅広い知識と実績を踏まえて業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

7

こと より
琴寄

まさ ひこ
正彦

1959年12月8日生（満59歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

- 1982年4月 当社入社
- 2005年10月 当社メカトロニクス事業部システム技術部長
- 2010年4月 当社研究開発本部知的財産室長
- 2012年2月 当社管理本部総務部長
- 2014年8月 当社管理本部総務部長、法務・知的財産室長
- 2015年6月 当社執行役員管理本部総務部長、法務・知的財産室長
- 2015年10月 当社執行役員管理本部総務部長、本社事業所長
- 2017年4月 当社執行役員品質統括室長、本社事業所長（現任）
- 2018年6月 当社取締役（現任）

所有する当社株式数
1,700株

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

琴寄正彦氏は、当社メカトロニクス事業部、研究開発本部、法務・知的財産室、総務部等多様な経験を重ね、あらゆる面からの当社の発展を支える実績を積んでおります。今後も当社の品質統括室の立場から企業経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

8

とう じょう ひろ し
東條 宏史

1957年1月7日生（満62歳）

新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

- 1979年4月 日本火災海上保険株式会社入社
- 2003年4月 日本興亜損害保険株式会社大阪営業第一部長
- 2010年4月 同社執行役員公務部長
- 2012年4月 同社常務執行役員営業推進部長
- 2014年4月 日本興亜株式会社専務執行役員
- 2014年4月 株式会社損害保険ジャパン専務執行役員
- 2014年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社専務執行役員
- 2016年6月 株式会社ジャパンケアブレーン非常勤監査役
- 2016年6月 損害保険ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役
- 2016年6月 当社取締役常勤監査等委員（社外）（現任）
- 2019年3月 損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役（現任）

所有する当社株式数
1,000株

重要な兼職の状況

損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

東條宏史氏は、損害保険会社の営業部門と海外部門で豊富な経験と実績を有しており、また、当社の監査等委員としても実績を積んで参りました。今後はその経験を活かし、企業経営に貢献できるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は現在当社の常勤監査等委員であります。本定時株主総会終結の時をもって常勤監査等委員を辞任により退任する予定であります。

候補者番号

9

こ いけ
小池

たつ こ
達子

1957年11月21日生（満61歳）

新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

- 1980年4月 愛媛放送株式会社（現 株式会社テレビ愛媛）入社
1981年10月 フリーアナウンサー
2011年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年1月 銀座総合法律事務所入所（現任）
2018年7月 アゼアス株式会社 補欠社外監査役（現任）

所有する当社株式数
0株

重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停員、駒澤大学評議員

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

小池達子氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東條宏史氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
3. 小池達子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
5. 当社と東條宏史氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は東條宏史氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
また、小池達子氏の選任が承認された場合は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 本議案が承認された場合、当社は小池達子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

たか はし いち ろう
高橋 一郎

1954年2月5日生（満65歳）

社外取締役

略歴、当社における地位、担当

1982年4月 弁護士登録
1982年4月 馬場東作法律事務所入所
2002年6月 高津法律事務所入所
2010年12月 森田・高橋法律事務所入所
2018年10月 高橋一郎法律事務所開業（現任）

所有する当社株式数
0株

重要な兼職の状況

高橋一郎法律事務所弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由

高橋一郎氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、長年法律事務所に携わる中で培ってきた経験と幅広い見識を監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- 〔注〕
1. 高橋一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 高橋一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 高橋一郎氏が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内において企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、設備投資も堅調に推移するなど全体的には緩やかな回復基調が続きました。一方海外においては、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速、欧州の政治不安などにより、海外経済の不確実性が高まり、景気の先行き不透明感が一層強まっております。

このような中、当連結会計年度の売上高は、378億8千4百万円（前期比14.3%増）となりました。

利益面におきましては、営業利益25億1千万円（前期比37.8%増）、経常利益28億1千万円（前期比47.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億円（前期比118.9%増）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前期比14.3%減の82億1千2百万円（総売上高の21.7%）となりました。

ランプ・光源用や医療用などの高圧電源は堅調に推移しましたが、半導体製造装置用の高圧電源、通信センター局などの通信設備用電源は投資抑制が影響し、全体として売上減となりました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は78億7百万円（総売上高の20.6%）となりました。

MDB（Mobile Display Bonder）が大きく寄与し、前期比大幅増となりました。前期に上市した真空ソルダリングシステム（VSM）もLED市場での販売が進んでおります。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前期比3.5%減の113億8千1百万円（総売上高の30.0%）となりました。

国内では自動車分野は堅調に推移し、化粧品分野ではインバウンド効果により前期比増となりましたが、情報家電分野および中国における自動車分野の売上減等の影響により、全体として減少となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比3.0%減の104億8千3百万円（総売上高の27.7%）となりました。

主力である事務機器向けは順調に伸長したものの、装置産業向けは市場環境悪化により第3四半期以降厳しい状態が継続し、前期比微減となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業（百万円）	8,212	9,578	△14.3%
メカトロニクス事業（百万円）	7,807	975	700.6%
ケミトロニクス事業（百万円）	11,381	11,795	△3.5%
コンポーネント事業（百万円）	10,483	10,804	△3.0%
合計（百万円）	37,884	33,154	14.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の精密機構部品の生産設備ならびに旧本社工場跡地に付随する土地購入を中心に総額11億5千1百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2017年9月15日に取引銀行7行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

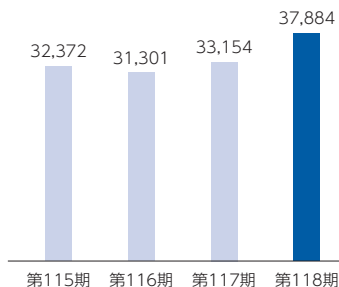
特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	3,000百万円
差引残高	2,000百万円

(2) 財産および損益の状況

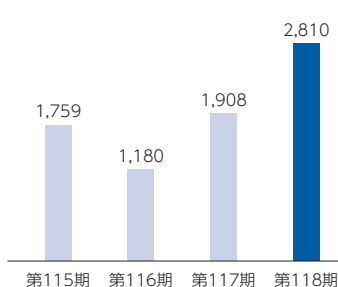
期 別 項 目	第115期 (2016年3月期)	第116期 (2017年3月期)	第117期 (2018年3月期)	第118期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,372	31,301	33,154	37,884
経 常 利 益 (百万円)	1,759	1,180	1,908	2,810
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,010	△1,376	868	1,900
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	30.32	△41.32	130.62	287.52
総 資 産 (百万円)	42,764	42,258	45,374	45,512
純 資 産 (百万円)	25,555	23,692	25,322	25,410

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に株式併合しております。また、1株当たり当期純利益につきましては、株式併合が第117期の期首に行われたと仮定して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

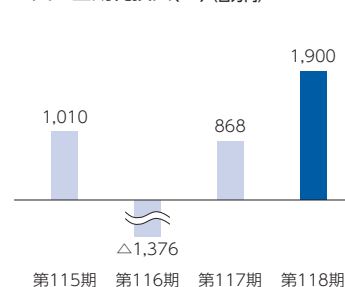
■ 売上高 (百万円)



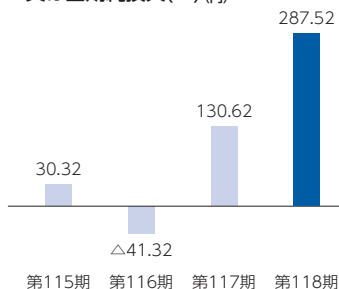
■ 経常利益 (百万円)



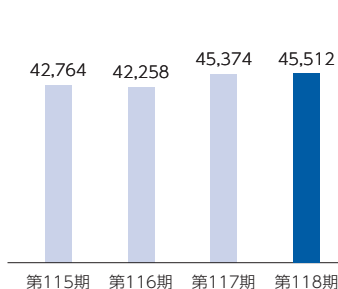
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)



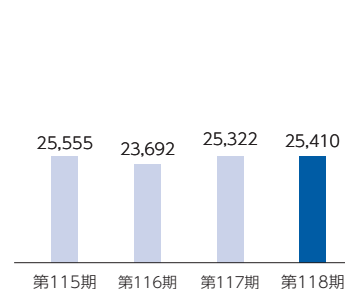
■ 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイスおよび精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電 源 機 器 の 製 造
東邦化研工業株式会社	10	100	合成樹脂塗料の製造および販売
オリジン電気商事株式会社	45	70	各 種 製 品 の 販 売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。
2. 2019年1月17日、オリジン電気商事株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国内経済は減速傾向ではありながらも、緩やかな景気回復基調が続くと見込まれておりますが、10月の消費税増税による景気の減速懸念や米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減速、欧州の政治不安などを要因とする海外経済の不確実性の高まりにより、依然として景気の先行きは不透明感の強い状況が続くと思われま

す。このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を進めると共にグループ全体で更なる成長に努めてまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

収益構造の変革として、医療およびランプ・光源市場の更なる深耕およびエネルギーストレージ市場の開拓を行います。また収益力の強化として、コストダウン・業務効率化等を継続して推進致します。

[メカトロニクス事業]

MDB (Mobile Display Bonder) はスマートフォンに今後採用されるパネルデザインの動向把握に努め、顧客の製品化要求へいち早く応えてまいります。車載・産業用DB (Display Bonder) は多様化するパネル需要への対応力向上を推し進め、グローバルな車載および産業用ディスプレイ市場への販売を進めてまいります。接合分野は自動車部品用大型溶接機の差別化の強化と光半導体用溶接機の価格競争力の向上により中国市場での拡販に努めます。真空ソルダーリングシステムはLEDおよび基板実装向けに加え、パワーデバイス向けに市場参入を目指します。グローバル化と各分野の伸長による収益の安定化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

国内外にて環境対応塗料および機能性塗料を拡充し、グローバルな事業領域の拡大と新規市場への開拓を図ります。製品群の見直しや材料の統合を図ることで原価低減を進めるとともに、材料調達におけるBCP対応も強化致します。各事業拠点や販売店と連携することで既存製品の更なる販売強化を行いつつ、自動車以外の他分野での売上向上を目指します。

[コンポーネント事業]

事務・金融機器においては、顧客のASEANシフトに対応した新地域での生産を開始し、今後は安定供給に努めていきます。また、既存市場における生産品種の多様化と深耕による需要増加を図り、更なる新市場開拓として新製品開発を推進します。なお、金融機器は世界規模で低迷が続いておりますが、複合化を図ることにより高付加価値製品に移行を図ります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社19社および関連会社2社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部	門	製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	各種直流電源機器、液晶製造装置用高電圧電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	モバイルディスプレイ貼合せ装置 (MDB)、車載・産業用ディスプレイ貼合せ装置 (DB)、大型溶接機 (RMW)、光半導体用キャップシーラー (CSW)、真空ソルダーリングシステム (VSM)、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス/精密機構部品	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体およびその複合モジュール、ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

名 称		所 在 地
オ リ ジ ン 電 気 株 式 会 社	本社さいたま新都心オフィス	埼玉県さいたま市中央区
	本社事業所	埼玉県さいたま市桜区
	間々田工場	栃木県小山市
	瑞穂工場	東京都西多摩郡瑞穂町
	吉見工場	埼玉県比企郡吉見町
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
台湾支店	台湾桃園縣桃園市	
北海道オリジン株式会社(子会社)	本社および工場	北海道三笠市
埼玉オリジン株式会社(子会社)	本社および工場 第二工場	埼玉県比企郡吉見町 茨城県結城市
東邦化研工業株式会社(子会社)	本社および工場	埼玉県さいたま市岩槻区
オリジン電気商事株式会社(子会社)	本 社	兵庫県尼崎市
上海欧利生東邦塗料有限公司(子会社)	本社および工場	中国上海市
欧利生塗料(天津)有限公司(子会社)	本社および工場	中国天津市
欧利生東邦塗料(東莞)有限公司(子会社)	本社および工場	中国東莞市
欧利晶精密機械(上海)有限公司(子会社)	本社および工場	中国上海市
オリジン・イートン・ペイント株式会社(子会社)	本社および工場	タイ国バンコク市

- (注) 1. 2019年1月17日、オリジン電気商事株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社としております。
2. 2019年4月1日付けをもって、オリジン電気商事株式会社は大阪府大阪市北区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,212 (168) 名	6 (△4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
714 (26) 名	3 (△8) 名	43.9歳	16.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,936百万円
株式会社埼玉りそな銀行	1,020百万円
みずほ信託銀行株式会社	600百万円
明治安田生命保険相互会社	418百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月1日に、商号を株式会社オリジンに変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 26,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,699,986株 |
| ③ 株主数 | 4,780名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
オリジン取引先持株会	402千株	6.19%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	376千株	5.79%
株式会社みずほ銀行	308千株	4.74%
明治安田生命保険相互会社	302千株	4.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	206千株	3.18%
株式会社りそな銀行	156千株	2.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	122千株	1.88%
トーア再保険株式会社	121千株	1.87%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	115千株	1.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	108千株	1.67%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。
 2. 持株比率は、自己株式 (202,279株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。
 4. 自己株式には、株式給付信託 (B B T) の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する当社株式28,200株は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾 一 宏	
取締役常務執行役員	篠原 信 一	研究開発統括、新規事業企画推進担当
取締役常務執行役員	源島 康 広	技術開発統括
取締役上席執行役員	高木 克 征	ケミトロニクス事業部長 欧利生塗料(天津)有限公司董事長 欧利生東邦塗料(東莞)有限公司董事長
取締役執行役員	樋口 淳 一	管理本部長
取締役執行役員	石田 武 夫	コンポーネント事業部長
取締役執行役員	琴寄 正 彦	品質統括室長、本社事業所長
取締役(常勤監査等委員)	戸塚 晶 一	
取締役(常勤監査等委員)	大日方 勝 彦	
取締役(常勤監査等委員)	東條 宏 史	損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社非常勤監査役
取締役(監査等委員)	高田 忠 美	

- (注) 1. 2018年6月28日開催の第117期定時株主総会において、戸塚晶一氏が取締役を退任して取締役(監査等委員)に就任いたしました。
2018年6月28日開催の第117期定時株主総会において、琴寄正彦氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役(監査等委員)の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、戸塚晶一氏、大日方勝彦氏、東條宏史氏を常勤の取締役(監査等委員)に選定しております。
4. 門脇賢氏、山本誠司氏は、2018年6月28日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 佐藤信人氏は、2018年6月28日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)を任期満了により退任いたしました。
6. 社外取締役(監査等委員)大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

7. 2019年4月1日付で取締役の担当の状況において次のとおり異動がありました。

会社における地位	氏 名	担当の状況
取締役執行役員	樋 口 淳 一	総務・経理担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）である戸塚晶一氏、大日方勝彦氏、東條宏史氏、高田忠美氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	10名	142百万円
取締役（監査等委員）	5名	53百万円
合 計（うち社外役員）	15名（3名）	196百万円（40百万円）

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第117期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役東條宏史氏は損保ジャパン日本興亜キャリアビューロー株式会社の非常勤監査役であります。

当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏 名	地 位	主な活動状況
大日方 勝彦	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には26回中26回、また監査等委員会には13回中13回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
東條 宏史	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には26回中26回、また監査等委員会には13回中13回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
高田 忠美	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には26回中26回、また監査等委員会には13回中13回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 協立監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第1項第1号」並びに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

イ. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

ロ. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

- ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
 - ハ. 当社グループの取締役および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ニ. 当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
 - ト. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員を選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
 - ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
 - ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ **当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
- イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。
- ④ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また、業務の運営については、3ヵ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ロ. 当社は、代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。
- ⑤ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. オリジナルグループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
 - ロ. 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。
- ⑥ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役を置き、「財務報告に係る内部

統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

- ⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。
 - ロ. 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。
- ⑧ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - イ. 当社および当社グループの取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ロ. 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役、監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。
- ⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めるとする。
 - ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。
 - ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① **内部統制システム全般**

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。
- ② **コンプライアンス**

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ **リスク管理**

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的と

し、当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は7回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ **当社グループにおける業務の適正の確保**

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことで、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ **監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等**

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) **会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

① **会社の支配に関する基本方針**

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② **会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み**

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. **当社経営理念**

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
 - ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
 - ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう
- 新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう
を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2019年4月1日開始年度から3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

ビジョン『グループ全体による斬新なアイデアときらりと光る技術力で新たなソリューションを提供できる企業を目指します』、スローガン『NEWオリジン NEWステージ』を掲げ、事業の再編・再構築を加速させ、収益の安定化および発展に努めてまいります。

その基本戦略は以下のとおりであります。

① 機構改革

- ・部門間の横串連携を強化し、事業シナジーを創出します。
- ・収益改善部門における製品ポートフォリオの見直しを行い、安定した収益体制を確立します。
- ・生産ロケーションの再構築を行い、生産効率の向上を図ります。
- ・社員の意識、行動の変革を促し、新たなステージに挑戦できる人財を育成いたします。

② マーケティング&開発体制の刷新

- ・4事業のマーケティング情報と技術を統合的に分析、合致させる体制を構築し推進します。
- ・材料や部品など川上製品の研究と全社的なターゲット市場に開発リソースを投入し、新たな事業基盤立ち上げに向けた技術の創出を行います。
- ・オープンイノベーションなど、既存技術領域に留まらない研究開発体制を構築します。

③ グループ内連携の強化

- ・新分野技術への応用展開に向けて、既存技術の課題抽出と対策により、各事業の技術力強化を図ります。
- ・事業間の連携による技術補完と融合および外部技術の導入などにより、高付加価値製品の創出を図ります。
- ・生産販売面における事業間の相互補完強化とステークホルダーとの協業により、生産販売の効率化を図ります。

④ 販売市場の拡大

- ・国内市場の深耕、海外市場の開拓を行い、販売エリアの拡大を推進します。
- ・事業のマーケティング強化のため、販売チャネルの連携を強化し売上の拡大を目指します。
- ・事業横断による製品の複合化を行い、収益向上を図ります。

また、経営理念の実現とすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすため、オリジングループ行動憲章に則り、これらの活動を着実に実施してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コ

コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年6月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化および監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図れ、取締役会全体の実効性が高まっております。その他、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に関わる内部統制委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、当社では、継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句の修正（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様に至近、2017年6月29日開催の当社第116期定時株主総会においてご承認をいただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2017年6月29日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といえます。

ハ. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観

性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

二. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には対応措置をとることがあります。また、当該取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主総会を開催することとします。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2017年6月29日の当社第116期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は第116期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ただし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

また、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の

諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき50円となります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,162	流 動 負 債	14,151
現金及び預金	8,199	支払手形及び買掛金	2,866
受取手形及び売掛金	8,894	電子記録債務	4,352
電子記録債権	1,830	短期借入金	3,000
商品及び製品	1,549	1年内返済予定の長期借入金	747
仕掛品	3,720	未払法人税等	355
原材料及び貯蔵品	1,770	賞与引当金	616
その他	1,268	役員賞与引当金	24
貸倒引当金	△70	環境対策引当金	39
固 定 資 産	18,350	その他	2,148
有 形 固 定 資 産	11,403	固 定 負 債	5,951
建物及び構築物	4,538	長期借入金	1,848
機械装置及び運搬具	1,234	役員株式給付引当金	7
土地	4,823	役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	57	退職給付に係る負債	3,871
その他	749	資産除去債務	29
無 形 固 定 資 産	738	繰延税金負債	43
投 資 そ の 他 の 資 産	6,208	その他	116
投資有価証券	4,752	負 債 合 計	20,102
長期貸付金	72	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	441	株 主 資 本	20,847
その他	1,077	資 本 金	6,103
貸倒引当金	△135	資 本 剰 余 金	3,454
資 産 合 計	45,512	利 益 剰 余 金	11,813
		自 己 株 式	△523
		その他の包括利益累計額	1,895
		その他有価証券評価差額金	1,492
		為 替 換 算 調 整 勘 定	402
		非 支 配 株 主 持 分	2,666
		純 資 産 合 計	25,410
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,512

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		37,884
売上原価		28,123
売上総利益		9,761
販売費及び一般管理費		7,250
営業利益		2,510
営業外収益		
受取利息及び配当金	235	
その他の営業外収益	228	464
営業外費用		
支払利息	37	
その他の営業外費用	127	164
経常利益		2,810
特別利益		
固定資産売却益	14	
段階取得に係る差益	66	
負のれん発生益	90	172
特別損失		
固定資産除却損	12	
固定資産売却損	0	
投資有価証券売却損	0	
製品補償費	38	51
税金等調整前当期純利益		2,931
法人税、住民税及び事業税	697	
法人税等調整額	53	751
当期純利益		2,180
非支配株主に帰属する当期純利益		279
親会社株主に帰属する当期純利益		1,900

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,103	3,454	10,214	△146	19,625
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
従業員奨励福利基金			△1		△1
親会社株主に帰属する当期純利益			1,900		1,900
自己株式の取得				△379	△379
自己株式の処分				2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,599	△376	1,222
当 期 末 残 高	6,103	3,454	11,813	△523	20,847

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,228	771	3,000	2,696	25,322
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△300
従業員奨励福利基金					△1
親会社株主に帰属する当期純利益					1,900
自己株式の取得					△379
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△735	△368	△1,104	△29	△1,133
当 期 変 動 額 合 計	△735	△368	△1,104	△29	88
当 期 末 残 高	1,492	402	1,895	2,666	25,410

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	17,074	(負債の部)	12,189
現金及び預金	2,408	支払手形	486
受取手形	647	電子記録債権	4,277
電子記録債権	1,688	買掛金	1,369
売掛金	6,301	短期借入金	3,000
商品及び製品	1,004	1年内返済予定の長期借入金	644
仕掛品	3,459	リース負債	31
原材料及び貯蔵品	981	未払金	522
前払費用	7	未払費用	287
短期貸付金	99	未払法人税等	246
未収入金	259	前受り金	279
その他の現金	276	預り保証金	33
貸倒引当金	△59	賞与引当金	232
有形固定資産	17,721	役員賞与引当金	485
建物	9,374	設備関係の支払引当金	24
構築物	2,994	環境対策の引当金	196
機械及び装置	129	その他	39
車両運搬具	996	固定負債	34
工具、器具及び備品	10	長期借入金	5,269
土地	526	リース負債	1,660
建物	4,548	役員株式給付引当金	84
無形固定資産	109	退職給付引当金	7
ソフトウェア	57	その他	3,514
ソフトウェア	461	負債合計	17,458
その他	443	(純資産の部)	15,850
投資その他の資産	17	株主資本	6,103
投資有価証券	7,885	資本剰余金	3,454
関係会社株式	3,483	資本準備金	1,600
関係会社出資	1,698	その他資本剰余金	1,854
長期貸付金	1,460	利益剰余金	6,748
長期前払費用	315	その他利益剰余金	6,748
繰延税金資産	10	繰越利益剰余金	6,748
差入保証金	673	自己株	△456
その他の引当金	47	評価・換算差額等	1,487
貸倒引当金	294	その他有価証券評価差額金	1,487
	△97	純資産合計	17,337
資産合計	34,796	負債・純資産合計	34,796

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,210
売上原価	23,514
売上総利益	6,696
販売費及び一般管理費	5,706
営業利益	990
営業外収益	
受取利息及び配当金	629
その他の営業外収益	471
営業外費用	
支払利息	37
その他の営業外費用	163
経常利益	1,889
特別利益	
固定資産売却益	13
特別損失	
固定資産除却損	9
投資有価証券売却損	0
製品補償費	38
税引前当期純利益	1,854
法人税、住民税及び事業税	362
法人税等調整額	65
当期純利益	1,426

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	5,622	5,622
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△300	△300
当 期 純 利 益					1,426	1,426
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,126	1,126
当 期 末 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	6,748	6,748

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△122	15,057	2,223	2,223	17,281
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△300			△300
当 期 純 利 益		1,426			1,426
自 己 株 式 の 取 得	△336	△336			△336
自 己 株 式 の 処 分	2	2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△736	△736	△736
当 期 変 動 額 合 計	△333	792	△736	△736	56
当 期 末 残 高	△456	15,850	1,487	1,487	17,337

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立監査法人
代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリジン（旧社名 オリジン電気株式会社）の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリジン（旧社名 オリジン電気株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 宏 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリジン（旧社名 オリジン電気株式会社）の2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部店長会議、品質会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、原価会議、他）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書等）を閲覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場他）において業務及び財産の状況を調査（第2四半期、及び本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社オリジン 監査等委員会

常勤監査等委員 戸塚 晶 一 ㊟

常勤監査等委員 大日方 勝 彦 ㊟

常勤監査等委員 東 條 宏 史 ㊟

監査等委員 高 田 忠 美 ㊟

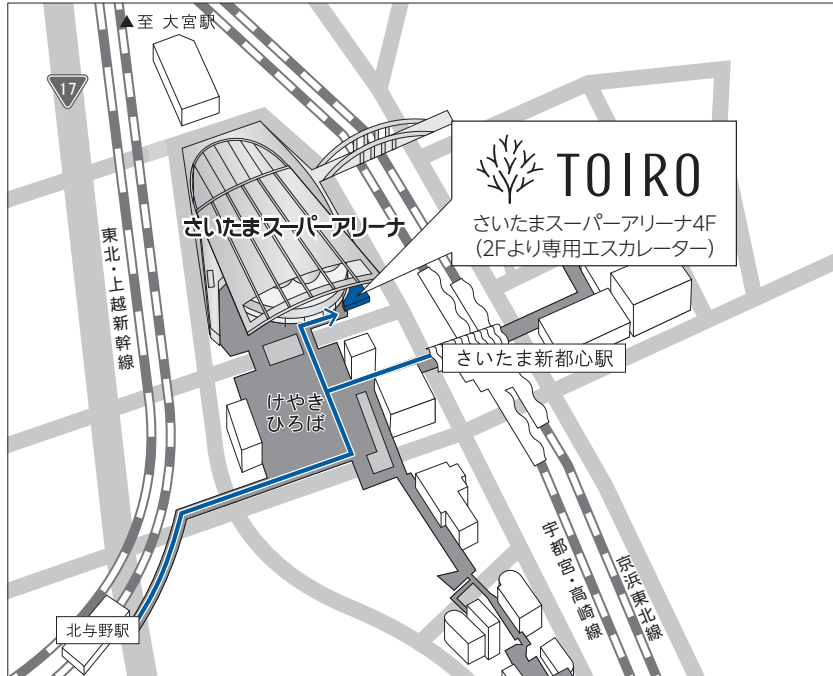
(注) 監査等委員大日方勝彦、東條宏史、及び高田忠美は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第118期定時株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心 8 番地
さいたまスーパーアリーナ 4階 TOIRO (トイロ)

最寄り駅 J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 徒歩4分
J R 埼京線 北与野駅 徒歩7分



- ◎ 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



Origin 株式会社 オリジン